

インボイス制度 - Q & A -



Q.
適格請求書にはどのような要件を満たす必要があるのか？

A.

適格請求書に必ず記載しなければならない事項は6項目。

- ①売り手(請求書や領収書の作成者)の氏名又は名称及び登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引の内容(軽減税率対象の商品などがあれば、その旨も記載する)
 - ④税率(10%、8%)ごとに区分した対価の額(税抜又は税込)と適用税率
 - ⑤税率ごとの消費税額
 - ⑥買い手(請求書や領収書を受け取る側)の氏名または名称、つまり宛名
- …これまでの請求書(区分記載請求書)に比べて新しく付け加えてはいけない項目

Q.
飲食店やタクシーなどの領収書も『適格』でなければ控除できないのか？



A.

タクシーや飲食店、小売業などの領収書やレシートも適格請求書発行事業者が発行した適格請求書(簡易インボイス)でなければ、仕入税額控除を受けることができなくなる。

これまで通り経費にはなるため、社員からすれば、会社が領収書を精算してくれる限りは、適格請求書であろうがなかろうが関係がない。ただ、会社においては適格簡易請求書でなければ、消費税の控除に役立たないため、「適格簡易請求書を発行している事業者を利用する」という周知が必要である。

仮にそうした動きが強まると、インボイス制度に未登録の飲食店や小売業の中で、ビジネス利用の顧客が多いところは、来客者が減って売り上げに影響が出ることも考えられる。

誤解しやすいのだが、適格簡易請求書でなくとも、会社の経費(費用)として落とせなくなるわけではない。会社の経費として精算すれば、会社の所得及び法人税を減らす効果はインボイス制度の導入後も同じである。あくまで仕入税額控除の対象から外れ、消費税の納税額を減らす効果はなくなるということである。

Q.
仕入税額控除に適格請求書や適格簡易請求書が不要なケースはあるのか？



A.

9項目の取引については、適格請求書がなくても一定の事項を記載した帳簿を保存すれば、仕入税額控除ができる。

«適格請求書等がなくても仕入税額控除が認められるもの»

- ①支払金額の合計が税込3万円未満の公共交通機関(船舶、バスまたは鉄道)による旅客の運送※飛行機は対象外
- ②入場券など証拠書類が使用の際に改修される取引
- ③古物営業を営むものによる、適格請求書発行事業者でない者からの古物(棚卸資産)の購入
- ④質屋を営む者による、適格請求書発行事業者でない者からの質物(棚卸資産)の取得
- ⑤宅地建物取引業を営む者による、適格請求書発行事業者でない者からの建物(棚卸資産)の購入
- ⑥適格請求書発行事業者でない者からの再生資源または再生部品(棚卸資産)の購入
- ⑦自動販売機及び自動サービス機からの税込3万円未満の商品の購入
- ⑧郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに投函されたものに限る)
- ⑨従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

インボイス制度 導入後、

はじめての確定申告が始まります

国税庁

確定申告特集ページはこちら



所得税・贈与税の申告・納付は

令和6年3月15日(金)まで

個人事業主の消費税等の申告・納付は

令和6年4月 1日(月)まで

※例年よりも税務署・支援機関等の窓口が混雑することが予想されます。早めのお手続き、ならびに電子納税等もご検討ください。